

伊勢広域環境組合  
ごみ処理施設整備  
基本構想策定等業務委託

仕 様 書

平成 29 年 2 月

伊勢広域環境組合



# 1 適用

本仕様書は、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が発注するごみ処理施設整備基本構想策定等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。また、本業務は本仕様書及び組合が指定する書類に準拠して実施するものであり、本仕様書等に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、受託者の責任において実施すること。

# 2 総則

## (1) 目的

本業務は、組合が計画しているエネルギー回収施設の整備を主としたごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）について、廃棄物処理施設整備に関する幅広い知識と高度な専門能力を有する専門機関の情報提供、内容検討、資料作成、調査、委員会運営等により、基本構想を策定するものである。

## (2) 業務委託名

ごみ処理施設整備基本構想策定等業務委託

## (3) 納品場所

伊勢市西豊浜町 653 番地 伊勢広域環境組合 清掃工場

## (4) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

## (5) 施設の概要

現在、組合が管理しているごみ処理施設（以下「本施設」という。）の概要は、表 2-1 のとおり。

表2-1 施設概要

施設名称	項目	内容
可燃ごみ 処理施設	供用開始年月	平成 8 年 4 月
	処理方式 及び能力等	焼却炉形式：全連続燃焼式ストーカ炉 焼却炉規模：240t/1日(120t/24h×2基) 投入方式：ピット&クレーン 燃焼ガス冷却：水噴霧式
	付帯設備等	出口計量室、井戸ポンプ室、工事業者等詰所
粗大ごみ 処理施設	供用開始年月	平成 7 年 2 月
	処理方式及び 能力等	横型回転式破砕機 (30 t / 5 h × 1 基) 剪断式破砕機 (15 t / 5 h × 1 基)
	付帯設備等	蛍光管破砕機室、スプレー缶等処理装置
リサイクル プラザ	供用開始年月	平成 12 年 4 月
	処理方式及び 能力等	その他プラスチック製容器包装梱包設備 (24 t / 5 h × 1 基) びん選別設備 (10 t / 5 h × 1 基)
	付帯設備等	受付計量室

## (6) 業務の履行

受託者は、契約書、仕様書、業務提案書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

## (7) 貸与資料

本業務に必要な資料等について、組合が所有するもので貸与して差し支えないものについては所定の手続きの上、受託者に貸与するものとする。受託者は貸与された資料等について、業務完了時に組合に返却するものとする。

## (8) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

## (9) 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容について、組合の許可なしに、第三者に漏らしてはならない。

## (10) 業務に係る経費

本業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き、すべて受託者の負担とする。

## (11) 業務の変更等

本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、組合と受託者が業務内容及び業務委託料等について、協議を行うものとする。なお、業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。

## (12) 業務完了時の検査

受託者は、成果物提出時に組合の実施する完成検査を受けるものとし、業務内容に適合しないと認められた場合は、直ちに組合の指示に従い修正等を行うものとする。

## (13) 技術者の配置

受託者は、本業務を遂行するにあたり、下記に掲げる要件を満足させる管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、配置技術者は兼務できないものとする。

ア 雇用継続期間1年を超える自社の社員（平成29年4月1日時点）

イ 技術士法に定める技術士（衛生工学部門－廃棄物処理又は廃棄物管理計画）の資格を有する者。

ウ 過去10年間（当該年度含まず）に官公庁が発注した一般廃棄物処理施設の基本構想若しくは基本計画の作成支援業務又は本業務の同種業務の担当実績を十分に有する者。

## (14) 提出書類等

ア 業務着手関係書類 1式

イ 業務完了関係書類 1式

ウ 業務成果品 以下の(ア)から(エ)に示すものとし、印刷物はA4判カラー印刷を基本とする。

(ア) ごみ処理施設整備基本構想 20部

(イ) 概要書 100部

(ウ) 打合せ記録及び議事録 1部

(エ) 上記アからウの電子データ 1式

## (15) 疑義

本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、受託者は組合に照会し、その指示に従うものとする。

### 3 業務内容

受託者が行う業務の内容は、以下のとおり。

#### (1) 計画条件の整理

- ア 構成市町の概況
  - (ア) 人口動態
  - (イ) 産業の動向
  - (ウ) 気候特性、地形、地質、交通及び土地利用総合計画等
  - (エ) 開発計画、都市計画、総合計画等
- イ 構成市町のごみ処理の現状
  - (ア) ごみ処理フロー
  - (イ) ごみの処理体制
  - (ウ) ごみ処理の実績
  - (エ) ごみ処理の評価と課題
- ウ ごみ処理行政の動向
  - (ア) 国及び県における一般廃棄物処理行政の動向
  - (イ) 他自治体における一般廃棄物処理行政の動向

#### (2) 建設地選定支援

- ア 規制を受ける法令の整理
- イ 建設候補地評価項目の検討

#### (3) 事業計画スケジュール

エネルギー回収施設の整備を主とする事業全体のスケジュールを作成することとし、随時更新していくこと。

#### (4) ごみ処理施設整備範囲及び内容の検討

- ア 基本コンセプト
- イ 広域処理の検討
- ウ ごみ処理量の予測
- エ ごみの排出抑制のための方策
- オ 分別の区分
- カ 粗大ごみ処理施設の整備時期及び方法の検討
- キ リサイクルプラザの整備時期及び方法の検討
- ク プラスチックのリサイクル方法の検討
- ケ バイオマス活用の検討
- コ 事業方式（DBO、PFI等）の比較検討
- サ 概算費用の算出

#### (5) プラントメーカーへのアンケート調査

上記の内容検討等に必要な項目について、プラントメーカーへアンケート調査を実施すること。

#### (6) ごみ処理施設整備基本構想

上記の検討内容及び委員会等での決定内容を踏まえ、「ごみ処理施設整備基本構想」を作成する

こと。

#### (7) 循環型社会形成推進地域計画等の作成

本事業における交付金申請に必要な循環型社会形成推進地域計画等を、最新の要綱等に基づき、作成すること。

#### (8) 委員会等の運営支援

基本構想の策定に係る委員会及び住民説明会の資料、議事録等を作成し、会議では必要に応じて説明を行うものとする。なお、概ね以下の回数で開催を予定している。

- ア 委員会 10回
- イ 住民説明会 1回

#### (9) 先進地視察

以下の内容で先進地視察を計画し、実施すること。

- ア 内容 ごみ処理施設の視察（県内 2箇所 日帰り）
- イ 交通手段 貸切バス
- ウ 参加人数 最大35名程度
- エ 食事 委員会の外部委員に対する昼食の準備（3名程度）

#### (10) パブリックコメント

組合は、基本構想（案）の作成後、パブリックコメントの実施を予定している。このパブリックコメントに係る資料の作成、結果の集計及び意見の検討を実施すること。